

## 「公共サービス改革基本方針」の改定に向けた調整状況

### 1. 施設管理・運營業務及び研修関連業務(基本方針別表6)

- ・ 新規に検討・調整を行っている事項、また、基本方針において検討を行うこととされていた事項はなし。
- ・ 平成 22 年 3 月で事業実施期間が終了する「森林技術総合研修所」の管理運營業務については、農林水産省と事務折衝。  
民間競争入札による委託を継続する意向であるが、現在進めている国有林野特別会計の見直し結果を踏まえ、実施期間を検討したいとの回答。このため、平成 22 年 4 月以降の民間競争入札の実施に向けて、今後も検討状況をフォローアップしてはどうか。
- ・ 農林水産省の「食料消費技術研修館」については、基本方針の記載どおり、平成 21 年 4 月 1 日に「農林水産研修所」に統合されたことを確認。
- ・ 「農林水産研修所」については、農林水産省より、委託範囲を一部見直し中であり、事業規模が拡大する可能性がある旨の連絡を受けているところであり、今後、事務折衝を行う予定。

### 2. 独立行政法人の業務(基本方針別表9)

法人名の前にある(数字)は、基本方針別表9の項目を表す。

#### (1)基本方針において平成 20 年度中に検討を行うこととされていた事項

##### (14)国立科学博物館

- ・ 現在、一般競争入札による民間委託を実施。
- ・ 事務折衝の結果、平成 22 年度より、包括的な民間競争入札を導入する旨の回答を得た。

<対象業務> 統括管理、防災設備等保守管理、警備、清掃、総合案内・提示施設案内等

<実施期間> 平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 3 年間

##### (19)日本芸術文化振興会の劇場等の運営等事業

- ・ 事務折衝を行ったものの、公演事業と施設管理との一体的な管理運営が不可欠として、民間競争入札の実施は行わないとの回答を得た。
- ・ 一方で個別業務委託は複数年契約とした(警備、清掃、電気供給等)とのことであり、この実施状況を把握しつつ、継続検討としてはどうか。

##### (22)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」

- ・ 基本方針の記載に従い、平成 20 年度末限りでの廃止を確認。

- ・ 施設の売却や他機関への移管等については、施設の一部を所有する東京工業大学及び大阪大学が管理・運営を行う経過期間(平成23年度まで)を設けた後に実施する旨の回答を得た。
- ・ 以上より、「措置済み」と判断できるのではないかと。

(2) 基本方針に官民競争入札等の実施を記載した事項

(9) 国際交流基金の文化芸術事業(別紙 A)

- ・ 民間競争入札に準じた手続きによる一般競争入札に基づく「国内映画祭」の委託は終了(平成21年1月～3月)。今後の取扱いについて事務折衝。
- ・ 今後は、基金の単独主催ではなく、既存の映画祭との連携による共催形式等の手段による効率化を検討していく旨の回答を得た。

(16) 国立文化財機構の東京国立博物館(別紙 B)

- ・ 実施要項の審議(入札監理小委員会)の結果、基本方針に記載されている「施設管理・運營業務」について、「施設管理業務」と「監視等業務」とを分割して民間競争入札に付することとなった。
- ・ 施設管理業務については平成21年10月から、監視等業務については平成22年4月から、それぞれ民間競争入札による委託を実施。

(36) 日本貿易振興機構の環境関連ミッション事業

基本方針に基づき、平成21年5月末までに実施計画を策定する必要があり、現在、機構において作業中。

(39) 情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業(別紙 C)

- ・ 現在は、全国9か所の試験会場のうち、3か所で民間競争入札による委託を実施(平成22年度秋期試験まで)
- ・ 事務折衝の結果、平成23年度春期試験より、全国6か所(上記3か所に加え、新規3か所)で民間競争入札を実施する旨の回答を得た。  
民間委託に問題がない場合は、支部を廃止する予定。

(41) 自動車検査の自動車検査業務(検査機器の保守管理業務)

2度にわたる民間競争入札の結果「不落」となった模様であり、今後の取扱いについて、事務折衝を行う予定。

(42) 国際観光振興機構の海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会等事業  
(別紙 D)

- ・ 民間競争入札の結果「不落」となり、機構自らが業務を実施。
- ・ 今後について事務折衝したところ、不落となった要因を検証のうえ、来年度分においては再度検討する旨の回答を得た。

(3)基本方針において平成 22 年度以降の拡大措置を検討とされていた事項

(15)国立美術館の設置・運営する美術館

- ・ 東京国立近代美術館において、平成 21 年 4 月より、民間競争入札による委託を実施中。
- ・ 基本方針には、「民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する」とされている。
- ・ 来年度に、本年度の実施状況を踏まえた検討を要請してはどうか。

(16)国立文化財機構の東京国立博物館(再掲)

平成 22 年度は、監視等業務について、民間競争入札による委託を実施。

(17)科学技術振興機構の日本科学未来館

- ・ 一般競争入札による包括的な民間委託を実施中であり、基本方針には、実施状況を見極めつつ、改めて検討することとされている。
- ・ 民間委託の状況を調査したところ、「運営業務」(単年契約)、「建物管理等業務」(平成 23 年度までの契約)、「清掃等業務」(平成 21 年度までの契約)の 3 業務に分けて行われていた。
- ・ 上記から、平成 24 年度以降について検討余地があると考えられる。

(18)日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等

- ・ 平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月まで、センターの所有する 3 か所すべての施設について民間競争入札による委託を実施。
- ・ 次回入札時に、入札対象範囲の拡大等について検討してはどうか。

(21)日本学生支援機構の国際交流会館

- ・ 広島(平成 20 年 4 月から)と大阪第二(平成 21 年 4 月から)の各会館で民間競争入札による委託を実施中。
- ・ 基本方針には、対象範囲等の拡大措置として、「上記の民間競争入札の検証結果等を踏まえ、(中略)残る 11 館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進」することとされている。
- ・ 事務折衝の結果、現在実施中の施設の実施状況等を踏まえつつ、平成 22 年度以降の実施に向け、検討中である旨の回答を得た。
- ・ 現在は広島の実業開始より 1 年が経過した段階であり、その実施状況の判明後、再度フォローアップしてはどうか。

(39)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業(再掲)

平成 23 年度春期試験より、全国 6 か所(上記 3 か所に加え、新規 3 か所)で民間競争入札を実施。

(40)中小基盤整備機構の中小企業大学校

- ・ 全国 9 校のうち 2 校(直方校と旭川校)について、平成 21 年度事業から民間

競争入札による委託を実施中。

- ・ 基本方針には、「第2期中期目標期間中(注;平成21年4月から平成26年3月まで)に、(中略)実施状況等を踏まえ、その他の大学校への導入を図ることとされている。
- ・ 来年度に、本年度の実施状況を踏まえた検討を要請してはどうか。

(41)自動車検査の自動車検査業務(検査機器の保守管理業務)(再掲)

- ・ 基本方針には、平成21年度事業開始分の委託を前提として、平成22年度以降の措置として、「民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、(中略)全国への拡大を検討する」こととされている。
- ・ しかしながら、平成21年度事業開始分が不落となった模様であり、今後の取扱いについて、事務折衝を行う予定。

(4) その他、基本方針において措置を講ずることとされているもの

(4)国民生活センターの広報・普及啓発事業

- ・ 事務折衝の結果、平成20年4月の月刊誌の統合に続き、平成21年3月末をもってテレビ広報番組の放送を終了したことを確認し、これらをもって全般の見直しに対応した旨の回答を得たため、今後の取扱いについて、折衝を継続する予定。
- ・ 統合後の広報関係出版物は「月刊国民生活」、「くらしの豆知識 2009」、「啓発用リーフレット」であり、コスト削減余地は少なくなっているが、どう考えるか。  
事業選定時のデータ(平成18年度決算額)  
雑誌(2誌) 約74百万円 テレビ 約150百万円  
くらしの豆知識 約10百万円 リーフレット 約1百万円

(10)国際交流基金の海外事務所の運営等業務

- ・ 事務折衝の結果、海外事務所(全19か所)の管理・運営業務について、平成21年度は1か所(ケルン日本文化会館)において企画競争入札の導入による効率化を実施した旨の回答を得た。
- ・ 現在合計3か所において取組が進んでいるが、今後も引き続き、取組状況をフォローアップしていく必要があるのではないか。

(22)国立大学財務・経営センターの「キャンパス・イノベーションセンター」

(再掲)

基本方針の記載に従い、平成21年度末に廃止済み。

平成20年4月21日  
独立行政法人国際交流基金

## 平成20年度アジア映画上映会の実施状況について

### 1. 事業概要

「国際交流基金アジア映画ベストセレクション」にかかる以下の業務を、簡易版民間競争入札実施案件として一般競争入札（総合評価）を実施し、民間事業者に委託。

- (1) 日本語字幕作成（アジア言語2本）
- (2) 広報宣伝活動（チラシ作成・配布、チケット（招待券、当日券）、ポスター制作、ウェブ広報、マスコミ対応等）
- (3) 事務局運営（3か月、報告書作成を含む）
- (4) 映画祭当日運営（2日間）
- (5) チケット販売および収入管理
- (6) 報告書の作成

### 2. 実施期間

平成21年1月1日～平成21年3月31日

### 3. 事業実施機関

財団法人国際文化交流推進協会（エース・ジャパン）

### 4. 実施規模

会期：2日間

上映作品：6作品（うち、2作品につき日本語字幕を新規作成）

### 5. 実施体制

契約内容に記載されている実施体制

報告された実施体制

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 運営責任者及び事務局担当職員×3ヶ月 | 運営責任者及び事務局担当職員×3ヶ月 |
| アルバイト×3ヶ月          | アルバイト×3ヶ月          |
| 広報宣伝専従員×2ヶ月        | 広報宣伝専従員×2ヶ月        |
| 映画祭当日運営スタッフ×8名     | 映画祭当日運営スタッフ×9名     |
| 映画祭当日現場ディレクター×1名   | 映画祭当日現場ディレクター×1名   |

実施体制は、上記一覧のとおり、契約内容にほぼ則していたが、映画祭準備の段階で、予想以上の観客動員の可能性が見えてきたため、当日運営スタッフを8名から9名へ、1名増員した。

## 6. 実施にあたり確保されるべき質

入場者数 700名

観客満足度(アンケート調査による) 70%

\* 入場者数は、会期中の招待者ならびにチケットを購入して映画を鑑賞したすべての入場者の合計数

\* 観客満足度は、アンケート調査を行い、「とても満足」「まあ満足」「やや不満」「とても不満」の4段階で上映に対する満足度評価を行った結果、「とても満足」「まあ満足」と回答した観客の割合。

## 7. 調査結果

入場者数は、1,332名。観客満足度は95%と、目標を大幅に達成し、極めて高い評価を得られた。

## 8. 調査結果における特記事項

アンケート調査によると、本事業を知った媒体は、知人関係者より(30%) JFより郵送案内(22%) ネット(18%) チラシ(16%) 新聞(10%) JFメールマガジン(4%) 雑誌(3%) その他(2%)

本事業の入場者数の目標達成した要因は、民間委託会社の広報活動の成果でもあるが、国際交流基金がこれまでの国内映画祭で蓄積した観客がリピーターとして来場した結果とも読み取れる。

## 9. 実施経費

本件の契約の金額は、6,150,000円(消費税別)であったが、実際にかかった業務委託経費は、6,083,000円(消費税別)。実施経費は、ほぼ見積もり金額どおりであったが、見積金額より多少安かった要因は、35ミリの映写機材を見積より廉価で借用できたことに負う。

## 10. 従来の実施状況との比較

業務委託費、アンケート調査による観客満足度、入場者数、上映会規模(映写コマ数/字幕製作数)を従来の数値と比較してみると以下のとおり。

|              | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| 業務委託費(単位:千円) | 16,187 | 31,399 | 14,720 | 6,083  |
| 観客満足度        | 95%    | 93%    | 78%    | 95%    |
| 入場者数         | 2,436名 | 3,375名 | 1,723名 | 1,332名 |
| 映画祭規模(映写コマ数) | 17枠    | 34枠    | 18枠    | 6枠     |
| 映画祭規模(字幕製作数) | 7本     | 15本    | 4本     | 2本     |

イ． 本件は、過去の上映会に比して、その規模・予算が大幅に縮小されているので、比較検討するため、映画 1 枠あたりの入場者数を割り出してみたところ以下のとおり格段に数値が伸びている。(ただし、平成 17 年度～19 年度は、会期中に同じ映画を複数回上映。平成 20 年度は 6 作品とも一度のみの上映であった為、1 枠あたりの入場者数が増加したという要因も考慮する必要はある。)

平成 17 年度：143 名

平成 18 年度：99 名

平成 19 年度：95 名

平成 20 年度：222 名

ロ． 観客の満足度 95%という数値は、平成 17 年度(95%)、18 年度(93%)とほぼ横ばいであるが、今回は過去の映画祭と比してその規模が縮小されたこと、また、ゲストトークなどのイベントがなかったことなどのマイナス要因にもかかわらず、95%という数字を得ることができたのは、映画祭の運営、ならびに、作品の内容に対する満足度が高かったということであり、前者は業務を委託した民間業者の健闘によるものであり、後者(作品の選定)は、国際交流基金がそのアジア地域の海外事務所のネットワークを駆使して作品選考した結果である。

ハ． 費用対効果を計るにあたり、業務委託費を入場数で割り、観客一人当たりにかかった費用を、過去 3 年の映画祭と比較すると以下のとおり。平成 20 年度はカタログ作成費がかからなかったこと。字幕作成本数が少なかったことを考慮に入れてもなお、今回は、費用対効果は良好であったといえよう。

平成 17 年度：6,644 円

平成 18 年度：9,303 円

平成 19 年度：8,543 円

平成 20 年度：4,566 円

(注)ただし、本国内映画祭事業は、平成 17 年度～平成 19 年度についても、独立行政法人国際交流基金が独自で運営していたものではなく、その広報、運営等、業務の一部については、プロポーザル入札の上、民間事業者が業務委託していた。したがって、上記の過去の事業との比較検討要項は、民間事業者が業務を実施している場合の公共サービスの実施状況と国が全て直轄で実施する業務の実施状況との比較考量とはいえない。

#### 11. 今年度以降の事業の方向性について

今回の事業は、結果として極めて高い評価を得られたものの、事業予算が縮小していることもあり、最小限の予算で最大限の効果をあげるため、今後は、独立行政法人国際交流基金の単独主催ではなく、既存の大型国内映画祭と共催するという形での国内上映会のあり方を検討している。

以上



(第48回官民競争入札等監理委員会(平成21年5月15日開催)会議資料)

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 東京国立博物館等施設管理・運営業務

公共サービス改革基本方針別表において、独立行政法人国立文化財機構の「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年10月から2年6ヶ月の契約により、落札者による事業を実施する旨が定められている。これに基づいて機構から提出された実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果について報告する。

#### 1. 対象業務の範囲について

【論点】

博物館においては、来館者に対する接客業務全般を「監視等業務」として、外部委託されているが、この業務についても、対象業務に含めてはどうか。

【対応】

国立文化財機構と議論した結果、監視等業務については、実施要項の策定期間や落札者の引き継ぎ期間を考慮すると本年10月から事業を開始することが事実上困難であると認められるため、今回の実施要項には含めないが、本業務とは別契約として、平成22年4月より事業を開始すべく民間競争入札を実施することとした。  
(別紙:国立文化財機構提出資料参照)

#### 2. サービスの質の設定について(実施要項P.4)

【論点】

サービスの質として、「一時的閉館や開館不能の状態を招くような重大な業務上の瑕疵の発生」と「東博等運営に重要な影響を与える事象」がないことを要求水準としているが、本業務の主な目的は、文化財の保存及び来館者の快適性を確保することにあるため、この点についてより具体的な質の設定を行い、受託事業者に対して質を明確にすべきではないか。

【対応】

国立文化財機構と協議の上、展示場及び収蔵庫について、それぞれ温度 $23 \pm 1$ 、湿度 $55\% \pm 5\%$ を確保することとし、サービスの質の数値化を行い、受託者に対する要求水準をより明確にした。

以上

平成21年3月13日

独立行政法人国立文化財機構  
東京国立博物館・東京文化財研究所

東京国立博物館等の施設管理・運營業務の対象業務について

1. 監視等業務を民間競争入札の対象とするかについて

・東京国立博物館等は、3月3日に開催された入札監理小委員会の審議を踏まえ、監視等業務を民間競争入札の対象とすることとして検討いたします。

2. 民間競争入札の時期について

・監視等業務が館の運営に深くかかわることであるため、業務の質についての指標や仕様づくり等を慎重に検討を重ねた上で実施要項等に反映させる必要があります。したがって、10月から実施する設備保守・清掃等の業務とは同時期の実施ではなく、平成22年4月からの実施で検討を進めたいと考えます。

このことから設備保守・清掃等を監視等業務とは別に民間競争入札を行うこととしますが、これらの実施状況を踏まえて両業務を1つの民間競争とすべきかどうかは将来検討したいと考えます。

## 情報処理技術者試験事業の実施業務（北海道・東北・九州支部、及び広島・高松・那覇試験地に係るもの）に係る措置に関する計画（案）

平成 2 1 年 4 月  
独立行政法人情報処理推進機構

## 1 措置に関する計画案

公共サービス改革基本方針（平成 20 年 12 月 19 日閣議決定）（別添 1）に基づき、（独）情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の実施業務（北海道・東北・九州支部、及び広島・高松・那覇試験地に係るもの）における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

**事項名**

（独）情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業

**措置の内容等**

（独）情報処理推進機構の地方支部が実施している情報処理技術者試験のうち、平成 21 年度においては、北海道・東北・九州支部が実施している試験会場の確保及び運營業務について民間競争入札を実施する。試験の安定実施に支障を来すおそれがないことが確認できたときは、平成 22 年度中に北海道・東北・九州支部を廃止する。既に民間競争入札を実施した広島・高松・那覇試験地の試験会場の確保及び運營業務については、契約期間の満了を見据え引き続き民間競争入札を実施する。

**【業務の概要及び入札の対象範囲】**

試験会場の確保及び試験運營業務

**【入札等の実施時期】**

平成 21 年度中に入札を実施し、平成 23 年度春期試験事業から落札者による事業を実施

**【契約期間】**

平成 22 年 10 月から平成 25 年 12 月までの 3 年 3 か月間を予定。

**【入札対象とする試験地】**

札幌試験地、仙台試験地、広島試験地、高松試験地、福岡試験地、那覇試験地

**【地方支部の廃止】**

民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、平成 22 年度中に北海道・東北・九州支部を廃止する予定。

【平成 23 年度以降の事業における対象範囲の拡大措置等】

民間競争入札を未実施の地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、監理委員会と連携しながら第 2 期中期目標期間中(平成 25 年 3 月まで)に民間競争入札を実施する。民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、第 2 期中期目標期間中に地方支部を全廃する。

担当府省

経済産業省

2 計画案の策定に当たっての考え方

(1) 業務の概要及び入札等の対象範囲

情報処理技術者試験の実施業務の概要については、別添 2 を参照。

入札業務の内容

北海道・東北・九州支部、及び広島試験地・高松試験地・那覇試験地の実施業務である、

試験会場の確保

試験会場の確保（契約最終年度においては、確保した会場の円滑な引き継ぎを含む）

試験会場までの案内図の作成

身障者の受験申請者の試験室の確保

試験会場における受験者の部屋割表の作成

会場責任者・試験監督員等の確保及び割付

会場責任者・試験監督員の必要数の確保及び試験室別の割付

会場責任者・試験監督員の質の確保

試験運営業務

問題冊子・答案用紙の数量確認と試験日までの確実な保管

問題冊子・答案用紙の確実な発送と受領

試験会場の運営（試験会場設営、出席確認、答案用紙の確実な回収、クレーム対応等）

平成 21 年度中に、北海道・東北・九州支部、及び広島・高松・那覇試験地の実施業務を民間競争入札の対象とする理由

支部業務における民間競争入札の実施については、国家試験の安定実施の観点から、事業規模が比較的小さい支部での実績に対する評価を見極めながら段階的に実施することとした。高松・那覇試験地における実施について特段の問題は見られなかったことから（別添 3 参照）、既に民間競争入札を実施済みの広島・高松・那覇試験地に加え、新たに北海道・東北・九州支部を民間競争入札の対象とした。また、

平成 22 年度中に契約終了を迎える広島・高松・那覇試験地の実施業務についても、次回の民間競争入札を実施することとする。

(2) 入札等の実施予定時期

例年 2 回、春期（4 月）と秋期（10 月）に情報処理技術者試験を実施している。平成 23 年度春期試験に向け、試験会場の確保等ノウハウを要するものについて、落札者の習熟期間を考慮し、事業開始を平成 22 年 10 月からとした。

(3) 契約期間

試験の安定的な実施の確保や、落札業者の経営リスク等低減を図るため、複数年契約が必要と考える。



(独)国際観光振興機構 海外旅行博覧会出展事業  
入札不調を受けた入札監理小委員会での審議の結果報告

平成 21 年 4 月 2 日

1. 事業の概要

事業内容：スペインで行われる海外旅行博覧会において、旅行地としての日本を PR するための日本ブースを出展。

(共同出展者のとりまとめ、出展申込み手続き、日本ブースの設営・装飾・運営、ブースでのアトラクションの企画・実施 等)

事業期間：平成 21 年 4 月～22 年 2 月

事業規模：約 1000 万円 (19 年度)

2. 機構の報告 (別添参照)

入札の結果、4 社から応札があったが全社とも予定価格を大幅に上回った。応札者へのヒアリングの結果、応札価格を押し上げた要因は概ね以下のとおり。

- ・ 契約期間中の事務局機能を維持するため、専任スタッフを確保したこと。
- ・ 海外で実施するための為替リスク
- ・ 海外で実施するため、不測の事態への対応を含めた厚い体制を組んだこと。
- ・ ブース装飾やアトラクションの費用について、民間事業者の創意工夫を盛り込んだベストな企画を提案したこと。

実施要項上、初回の入札で落札者が決まらなかった場合、事業範囲の変更を含め入札条件等を見直した後、やむを得ない場合を除いては、再度公告を行うこととなっている。

入札条件の見直しとしては、契約期間の短縮 (対象業務の縮小) や予定価格の見直しが考えられるが、契約期間の短縮を行うと当初予定した包括的な出展事業ではなくなり、契約金額もかなり小さくなってしまうので不適當。また、予定価格の増額についても困難。

出展申込みが 5 月に始まる等、早急に業務に着手する必要がある。

したがって、今回は再度公告を行わず、機構自らが実施することとしたい。

3. 入札監理小委員会での審議

入札結果及び応札者へのヒアリング等について質疑を行った。その上で、及び理由により、今回は機構自らが実施することもやむを得ないと判断した。

以上

海外旅行博覧会出展事業  
民間競争入札の実施結果及び入札条件等の見直しについて

平成 21 年 3 月 24 日

独立行政法人 国際観光振興機構

今般、官民競争入札等管理委員会の決定に基づき、海外旅行博覧会出展事業の入札を実施したが、以下の事情により、落札者がなかったため、機構自らが本事業を実施することとした。

## 1. 入札手続

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| (1) 入札公告             | 11月21日(金) ~ 12月9日(火) |
| (2) 入札説明会            | 12月9日(火)             |
| (3) 企画書等提出           | 12月10日(水) ~ 1月16日(金) |
| (4) 総合評価審査委員会(企画書説明) | 2月17日(火)             |
| (5) 開札               | 2月27日(金)             |

## 2. 入札結果

海外博覧会出展事業の一般競争入札には、説明会に9社が参加し、4社から企画書等の提出があった。技術審査の結果、4社全てが必須項目にかかる最低基準をクリアしたものの、開札の結果、参加4社ともに予定価格を大幅に超える価格での入札となったため不落となった。その後、即時再度入札を行うべく、4社に対し、入札参加者の意向を確認したところ、4社全てが辞退の意思を示したため、即時再度入札は実施していない。

## 3. 入札条件等の見直し

## (1) 事業者ヒアリングの実施

入札の結果を受け、入札参加4社に対して、価格が高い理由や仕様において対応が困難な事項の有無についてメール、電話、面談等によりヒアリングを実施した。

各社からのヒアリング結果については、別紙の通り。各社とも従来の実施方法、従来の費用積算、本事業の業務内容を十分理解していると認められる。また、本事業の業務内容に民間事業者にとって実施が困難なものは含まれていなかったと認められる。

また、ヒアリング結果から、予定価格と入札価格が乖離している理由としては以下が考えられる。

出展準備期間中(平成21年4月から平成22年1月末)、博覧会主催者や共同出展者へ対応等、事務局的な機能を維持するための経費として、人件費を厚く積算していると考えられること。

・共同出展者のサポートのための経費。必要なサポートを行うためには、事務局要員を期間中確保せざるをえない(A社)。

海外で実施するための為替リスク、不測の事態等を見込んだ見積もりとなっていること。

・為替リスク。経費のなかでも特に大きな割合を占めるブース設営については、現地の会社を使わざるを得ないため、為替リスクが生じている(A社)。

- ・海外での事業では当初段階で「見えない費用」(高い付加価値税など日本とは異なる商慣行、労働慣行の国での事業のため)が予想されること(B社)。
- ・海外での事業は日本とは環境が異なるため、不測の事態への対応を含めて体制を組む必要があること。特にブース運営については、現地コーディネーターの力量について計りかねる部分があるため、万全の体制を組む必要があると考えており、その点が費用を抑える点でネックとなる(C社)。
- ・ブース運営経費。1人の担当者がもっと広い業務範囲をカバーすれば、理論上ある程度の経費削減が可能と思われるが、現地での運営要員については、人材確保の目処が立っておらず、現時点ではどの程度経費削減が可能かは計りかねる(D社)。
- ・ブース装飾や運営における民間事業者の創意工夫に係る費用、それに対応した利益を見込んだ見積もりとなっていること。
- ・民間企業としての当社の強みは、経費削減よりも、アトラクション、ブースデザインなどを含め、企画面での貢献だと考えている。アトラクション経費など削減の余地はあるが、当社としては、企画としてベストのものを提案させていただくこととした(A社)。
- ・過去の実績開示からある程度予定価格の予想はついたが、民間企業としてある程度の利幅も考えた上で、当社としても満足の行く仕事をするにはこの価格、この企画を提示するという結論を出した(B社)。
- ・ブース設営費。提案をもっとシンプルなものとするれば、ある程度の費用削減は可能だと思われる(D社)。

## (2)入札条件等の見直し

上記ヒアリング結果に対応し、入札条件の見直しについて以下のとおり検討を行った。

- については、契約期間の縮減による民間事業者の負担軽減の可能性も考えられるが、
- ・最も早く着手(4月)が必要な「共同出展者募集に関する業務」を対象業務から除外したとしても、続く「出展申し込み、出展手続業務」の開始は5月に迫っている。出展申込期限は主催者により6月と定められているものの、より良い出展場所を確保するためには早期の申し込みが必要であり、契約期間の縮減は限定的なものとならざるを得ないこと
- ・また、5月から6月に予定されている「出展申し込み、出展手続業務」「ブース運営計画の策定(の一部)」をも対象業務から切り離してしまうと、契約期間は半年程度となってしまふとともに、当初予定した包括的な出展事業と比べると小さな業務になってしまうこと、
- などから、契約期間の縮減は困難であるとする。

については、JNTO としても、これまでの実績等から為替リスクを見込んだ予定価格の積算をしているが、このようなりスクへの考え方は、海外での事業経験の違い等から各社において様々であり、これを入札条件に反映させることは難しいと考える。

については、民間事業者が従来の出展規模等を理解したうえでの提案であることから、これに対応するとすれば、ブース設営、装飾に係る費用をもう少し予定価格に計上することが考えられるが、予算上の制約があり現段階で対応することは困難。

## 4. 今後の対応について

上記3の通り、入札条件の変更は困難であると考えられる。一方、入札説明会に9社が、入札に4社が参加するなど、既に本件入札についての周知が十分に図られていることや、予定価格と今回の各社の入札価格の差額が大きいことを勘案すると、条件の変更を行わずに再公告を行ったとしても、民間事業者により落札される可能性は低いと考えられる。

また、出展申し込みの開始が例年5月と迫っており、早急な事業着手が必要であることから、本件事業については機構自らが実施することといたしたい。

以上